

寄附金（東京都条例指定寄附金）を受領する団体の方へ

## 領収書・受領証等の交付について

寄附者が個人住民税の税額控除を受けるためには、確定申告書に領収書等を添付する必要があります。寄附金を受領する団体は、適切な書類の交付をお願いします。

### ア 領収書・受領証の交付

東京都内在住の方から寄附金を受けた場合には、様式1を参考に（記載例1を御参照ください。）次の6点を記載した領収書・受領証を交付してくださるようお願いします。

- ・寄附者の住所
- ・寄附者の氏名
- ・受領した寄附金の額
- ・寄附金を受領した年月日
- ・寄附金受入団体の所在地・名称
- ・東京都の控除対象寄附金である旨（都内在住の方に交付する場合のみ）

なお、従前の領収書・受領証に寄附者の住所等、全ての事項が記載されていれば、様式1の証明書を新たに交付する必要はありません。

### イ 「特定公益増進法人である旨の証明書」又は「税額控除に係る証明書」の写しの交付（貴団体が次の①～②の法人に該当する場合）

寄附者が確定申告等を行う際に、領収書・受領証に併せて、「特定公益増進法人である旨の証明書」又は「税額控除に係る証明書」の写しを添付する必要がありますので、寄附者に交付してくださるようお願いします。

- ①私立学校法第3条に規定する学校法人
- ②私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人

様式 1

## 寄附金受領証明書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

¥ \_\_\_\_\_

上記の金額を受領いたしました。

年　　月　　日

※当団体に対する寄附金は東京都の条例指定対象寄附金です。

主たる事務所の所在地  
団体名

※ この寄附金を東京都が条例で指定している団体に支払った翌年の1月1日現在、都内にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ本証明書を添付し申告することにより、所得税、個人住民税の税制上の優遇措置を受けられます。

注 所得税の確定申告の義務がない方は、寄附を行った年の翌年の1月1日現在お住まいの区市町村へ住民税申告を行うことにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

記載例 1

## 寄附金受領証明書

住所 東京都〇〇区△△△△ 1丁目 1番 1号

氏名 甲山 太郎 様

¥ 100, 000

上記の金額を受領いたしました。

令和〇年〇月〇日

※当団体に対する寄附金は東京都の条例指定対象寄附金です。

東京都〇〇区△△△△ 1丁目 2番 3号  
□□法人 \* \* 会 会長 乙川 二郎

※ この寄附金を東京都が条例で指定している団体に支払った翌年の1月1日現在、都内にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ本証明書を添付し申告することにより、所得税、個人住民税の税制上の優遇措置を受けられます。

注 所得税の確定申告の義務がない方は、寄附を行った年の翌年の1月1日現在お住まいの区市町村へ住民税申告を行うことにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。